

写

23消安第5339号
23生産第2300号
23水推第947号
平成24年2月3日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長
生産局長
水産庁長官

放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて

- 1 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性セシウムを含む飼料の取扱いについては、食品衛生法上問題のない畜水産物の生産を確保する観点から、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「通知」という。）により、食品の暫定規制値を超えない畜水産物を生産するための飼料の管理の目安として、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定めたところです。
- 2 今回、厚生労働省は、食品の新たな基準値を設定（平成24年4月1日施行予定）することとし、基準値の案を提示しました。
- 3 このため、食品の基準値が適用される際に、当該基準値を超えない牛乳や牛肉が生産されるよう、牛用飼料に対する放射性セシウムの暫定許容値を見直すこととして、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年2月3日から施行します。
畜産物の安全を確保するため、速やかに代替飼料を確保し、切替えを進めることとしますが、
 - ①乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）用飼料については、平成24年3月15日、
 - ②乳用牛以外の牛用飼料については、平成24年3月31日までの期間は、飼料の切替えのためやむを得ない場合は、改正前の通知によることができるものとし、
- 4 つきましては、各都道府県の飼料の生産、流通及び消費の実態や牧草等の粗

飼料の放射性セシウムによる汚染状況を踏まえた上で、代替の牧草等の粗飼料への切替えを速やかに進め、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知の上、的確にご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。その際、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関等も活用していただきますようお願いいたします。

- 5 なお、豚、家きん、養殖魚等用飼料の暫定許容値については、早急に国内で飼料から畜水産物への放射性セシウムの移行に関する試験などの知見を収集し、食品の新たな基準値の施行前に設定することとします。

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定についての一部を改正する通知新旧対照表

○放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）
 （傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>1. 暫定許容値の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値</p> <p>① 馬、豚、家さん等用飼料中に含まれることが許容される最大値 300ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</p> <p>〔 飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、肉500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。〕</p> <p>② (略)</p> <p>③ 牛用飼料中に含まれることが許容される最大値 100ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</p> <p>〔 飼料から畜産物への移行係数、食品の基準値の案（放射性セシウムについては、乳50ベクレル/kg、一般食品100ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。〕</p> <p>2. (略)</p>	<p>1. 暫定許容値の設定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値</p> <p>① 牛、馬、豚、家さん等用飼料中に含まれることが許容される最大値 300ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）</p> <p>〔 飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、乳200ベクレル/kg、肉500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。〕</p> <p>ただし、<u>乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）又は肥育牛以外の牛のうち、当分の間、と畜出荷することを予定していない牛に給与される粗飼料であって、その生産者自ら生産したもの、又は、単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産したものについては、例外的に3000ベクレル/kg（水分含有量8割ベース）まで使用を認め、この飼料を摂取した育成牛は、肥育牛として12ヶ月以上肥育した後にと畜出荷すること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>2. (略)</p>

飼料中の放射性セシウムに関する 暫定許容値が変わりました

牛用飼料1kgあたり → 100ベクレル

(これまでの牛用飼料の暫定許容値: 1kgあたり300ベクレル)

4月1日に食品の基準値が見直される予定です。
新基準値を超えない牛乳(1kgあたり50ベクレル※)や
牛肉(1kgあたり100ベクレル※)が生産されるよう、暫
定許容値以下の粗飼料を給与しましょう。



※現在検討中の基準値案

1. 新基準値を超えない牛乳や牛肉を生産するため、できる
だけ早く1kgあたり100ベクレル以下の牧草や稲わらなどの
粗飼料へ切り替えていきましょう。

- これまで1kgあたり100ベクレルを上回る飼料を給与していた
牛乳や牛肉中の放射性セシウム濃度を下げるためには、一定の期
間がかかります。
- このため、できるだけ早く、1kgあたり100ベクレル以下の牧
草等へ切り替えてください。(遅くとも搾乳牛は3月15日、搾乳
牛以外は3月31日※まで)
※肉用出荷する際には飼い直しが必要となることがあります
- 牧草等が不足する場合は、輸入乾草などの代替飼料を農協など
へ早めに注文してください。
- これまで利用してきた牧草等が今後も利用できる
かどうかは、各県へお問い合わせください。



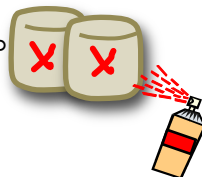
- 牧草等が利用できなくなったことによる損害
(代替飼料の購入や牧草の処分経費など)は、
東京電力に賠償請求することができます。
- 代替飼料を購入してから賠償金が支払われるま
での資金については、農協のつなぎ融資や国の
支援事業が利用できます。
- 賠償請求の手续や資金の申込みなどについては、
農協や各県へご相談ください。



裏へつづく

2. 飼料として利用できなくなった牧草等は、利用できるものと分けて保管してください。

- 1kgあたり100ベクレルを上回る牧草等のロールなどにマジックやスプレーで目印を付けるなど、1kgあたり100ベクレル以下のものとしっかり分けて保管しましょう。
- 1kgあたり8千ベクレル以下の牧草等は、一般廃棄物として埋却や焼却ができますし、生産されたほ場が明らかであれば、そのほ場へ還元することもできます。



3. 収穫される牧草が1kgあたり100ベクレルを上回ると予想される牧草地では、除染対策を進めていきましょう。

- 昨年の調査結果から、24年産牧草の放射性セシウム濃度が1kgあたり100ベクレルを上回ると予想される地域では、除染対策を積極的に進めましょう。
- 表土の削り取り、牧草地の反転や通常の耕起（草地更新）などの除染対策によって、牧草へ移行する放射性セシウムを大きく減らすことができます。
- また、春に牧草地を耕起して、デントコーンやスーダンなどに転換するのも良い方法です。
- 具体的な除染方法は、予想される牧草中の放射性セシウム濃度や牧草地の状態などを考慮して決める必要があります。
- 除染の費用は東京電力への賠償請求が基本になりますが、活用できる補助事業もありますので、各県へご相談ください。

